

令和4年9月26日

第1回相談支援部会協議後の課題まとめ

1 相談支援事業所に関する課題

- 相談支援事業所が少ない
- 相談支援専門員が少ない
- 相談支援事業所の横のつながりが十分ではない

2 サービス利用・支給決定に関する課題

- 必要な支給決定量の確保が難しい（行動援護、移動支援、ヘルパーなど）
- 支給決定が遅く、タイムリーな支援が難しいことが多い
- 障がい種別によって利用できるサービスに違いがある
- 障がい種別によって支給決定のスピード、判断が異なる
- 高次脳機能、精神、発達障がい者は移動支援が使いづらい
- 切れ目のない支援が十分ではない
- 転入者の相談ルート（計画相談）が確立していない
- 相談内容の個別化、多様化、複雑化
- 寄り添い支援の必要性
- 復職に時間がかかる方等が制度を利用しづらい
- 生活保護の関係で、介護保険サービスを利用可能にもかかわらず決定されない例がある
- コロナによりサービス利用が困難になっている例がある
- 住所で支援が制限されている

3 基幹相談支援センターに関する課題

- 基幹の規模（区の大きさに対して数が少ない）
- 基幹が他事業所の状況をつかみ切れていない
- 基幹に求められる機能について整理されていない
- 基幹に主任相談支援専門員を配置できない
- 行政が基幹や就労支援センターを運営している

4 情報共有化の課題

- 社会資源は豊富にあるのに共有システムが十分ではない
- 町会の活動に障がい者が参加できない
- 民間、ボランティアな資源情報が少ない

5 社会資源（通所施設等）の課題

- 高次脳機能障がい者の方向けの施設がない
- 身体障がい者の方向けの施設がない
- 医ケアなどより専門的な対応が必要な方の通所先がない
- 車いす利用者の通所先がない
- GHの体験の場が少ない

6 人材育成に関する課題

- 人材育成の仕組みが少ない
- 相談支援専門員の質の向上（相談支援事業所ネットワーク）
- ピアサポート専門員の育成

7 地域生活支援拠点に関する課題

- 親子の高齢化（8050）
- 緊急時の受け入れ体制の不足
- 親亡き後の暮らしのための支援体制
- 親子のつながりが強すぎるによりサービス利用に至らない例がある
- 高齢の親の支援（体力的、経済的に疲弊）
- 障がいと介護の連携
- 介護保険への移行
- 自立に向けての住まいの確保
- 入居を前提としないGH体験利用のしくみ
- GHの質の確保
- 同一世帯内に複数の要支援家族がいる

8 多職種連携に関する課題

- 医療のサポート、連携、介入
- 未治療・受診拒否・服薬中断者へのアプローチ
- サービス利用に至っていない人へのアプローチ
- 複数の障がいのある方への支援
- 複数の支援機関が関わる方への支援
- 高齢障がい者への支援
- 障がい福祉サービスの隙間支援の担い手
- 精神障がい者の思春期の支援